

報告第 1 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 26 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和3年3月5日専決

多可町長 吉 田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	令和3年2月16日
事故発生場所	多可町
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 8,690円 也
事故の概要	相手方宅に訪問時に敷地内に車を駐車する際、家屋に 接触した。 (過失割合：町10割：相手方0割)